

貸借対照表

2021年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【 流 動 資 産 】	【 342,822,448 】	【 流 動 負 債 】	【 553,072,840 】
現 金 及 び 預 金	52,484,463	短 期 借 入 金	197,204,000
未 収 運 賃	135,709,704	リ ー ス 債 務	69,174,420
未 収 金	112,803,336	未 払 金	53,385,260
貯 蔵 品	6,534,617	未 払 費 用	32,533,364
前 払 費 用	22,778,685	未 払 消 費 税 等	35,404,482
そ の 他	12,526,643	未 払 法 人 税 等	2,317,705
貸 倒 引 当 金	△ 15,000	預 り 金	152,482,119
【 固 定 資 産 】	【 1,323,141,724 】	前 受 収 益	10,032,417
(有 形 固 定 資 産)	(1,219,158,676)	そ の 他	539,073
建 物	142	【 固 定 負 債 】	【 1,492,734,744 】
構 築 物	105	長 期 借 入 金	645,886,000
機 械 装 置	25	リ ー ス 債 務	310,963,186
車 両 運 搬 具	48	退 職 給 付 引 当 金	522,788,055
器 具 備 品	186	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	11,980,000
土 地	1,219,158,009	資 産 除 去 債 務	1,117,503
リ ー ス 資 産	161	負 債 合 計	2,045,807,584
(無 形 固 定 資 産)	(66)	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	51	【 株 主 資 本 】	【 △ 379,843,412 】
電 話 加 入 権	15	資 本 金	100,000,000
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(103,982,982)	資 本 剰 余 金	60,000,000
投 資 有 価 証 券	2,500,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	60,000,000
出 資 金	3,135,000	利 益 剰 余 金	△ 539,843,412
長 期 貸 付 金	28,528,315	利 益 準 備 金	30,312,500
長 期 前 払 費 用	3,954,176	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 570,155,912
繰 延 税 金 資 産	60,453,321	別 途 積 立 金	741,000,000
差 入 保 証 金	5,073,320	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 1,311,155,912
差 入 敷 金	270,000		
そ の 他	207,850		
貸 倒 引 当 金	△ 139,000	純 資 産 合 計	△ 379,843,412
資 産 合 計	1,665,964,172	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,665,964,172

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

・ 貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）

② 無形固定資産

定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異については定額法（5年）により翌期から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金

役員の退職に伴う退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(5) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2018 年 3 月 30 日) 及び「収益認識に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第 30 号 2018 年 3 月 30 日)」を当事業年度から早期適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

この結果、当事業年度の損益計算書に与える影響は軽微であります。

2. 当期純損失金額

1, 316, 361, 154 円